

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 3月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|---|------|----|
| 1 | 1号機 | 原子炉格納容器除湿冷却系の冷却水温度調節弁のグランド部より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 2 | 3号機 | 補機冷却海水系硫酸第一鉄注入装置薬液注入ポンプの点検において、ポンプ入口配管の詰まりによる「ポンプ入口圧力低」の警報発生と同時にポンプが自動停止したため、当該配管を点検・清掃 | D | |
| 3 | 3号機 | 原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）用潤滑油圧カススイッチの点検において、計器精度外れが認められたため、当該圧カススイッチを交換 | D | |
| 4 | 3号機 | 原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）用流体継手タンク差圧スイッチの点検において、計器精度外れが認められたため、当該差圧スイッチを交換 | D | |
| 5 | 3号機 | 定期事業者検査（主蒸気隔離弁漏えい率検査）のリハーサルにおいて、主蒸気隔離弁（1台）の漏えい率に判定値外れが認められたため、当該弁を点検・修理 | C | |
| 6 | 3号機 | 循環水系硫酸第一鉄注入装置注入配管の凍結防止用電気ヒーターの被覆に損傷が認められたため、当該ヒーターを点検・修理 | D | |
| 7 | 3号機 | 廃棄物処理系廃液脱塩器の差圧計に指示値不良が認められたため、当該差圧計を点検・修理 | D | |
| 8 | 6号機 | 原子炉再循環系電動機・発電機セット補機冷却海水ポンプ（B）の出口逆止弁の点検において、弁座シート面のライニングに剥離が認められたため、当該部を補修 | D | |
| 9 | 6号機 | 原子炉再循環系電動機・発電機セット補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの点検において、当該ストレーナ接続フランジシート面のライニングに剥離が認められたため、当該部を補修 | D | |
| 10 | 6号機 | タービン建屋換気空調系排気ファン（A）の軸受温度測定用棒状温度計に表示不良が認められたため、当該温度計を交換 | D | |
| 11 | 6号機 | 原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）軸受温度記録計に印字不良（不鮮明）が認められたため、当該記録計を点検・修理 | 対象外 | |
| 12 | 集中環境施設 | 廃液濃縮系再生廃液濃縮器（B）の密度計洗浄配管（蒸発器側）に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など |

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで